## 稲城市における障害者である職員の任免状況(令和5年6月1日時点)

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	1,115人
障害者の数	22人
実雇用率(法定雇用率2.6%)	1.97%
法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者数	6人

注釈1: 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員及び除外率相当職員を除いた職員数です。なお、会計年度任用職員を含んでおり、短時間勤務職員(週の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の職員)については、1人につき職員0.5人とみなして算定し、週の所定勤務時間が20時間未満の職員は算定の対象外となっています。

注釈2:「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。なお、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人につき職員2人とみなして算定しています。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員については職員1人分、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人につき職員0.5人とみなして算定しています。

注釈3:稲城市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、市長部局、教育委員会及び市立病院の職員を合算して通報しています。

注釈4:障害者の種類・程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であること及び その障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。